

一般社団法人日の出医療福祉グループ 役員報酬等規程

(趣旨)

(第 1 条) この規定は、一般社団法人日の出医療福祉グループ（以下「当法人」という。）定款第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、役員（代表理事、副代表）の報酬等について定める。

(役員無報酬)

(第 2 条) 当法人の役員報酬は、支給しない。

(費用弁償)

(第 3 条) 役員が当法人の職務を行うために要した費用については、弁償することができる。

2 費用弁償の範囲は、当法人の用務として出張した場合に限る。

3 社員総会等への出席に要する費用は、弁償しない。

(費用弁償の額)

(第 4 条) 費用弁償の額は、一般社団法人日の出医療福祉グループ旅費規程を準用する。

2 交通費等の実費が、費用弁償の額を超える場合には、旅費規程の 1.5 倍の範囲内で、実費を支給することができる。

また、実費が 1.5 倍を上回るときは、社員総会で費用弁償の額を定める。

(改正)

(第 5 条) 本規定は、社員総会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

この規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。